

1 理念

営利法人：営利活動による社会の活性化と豊かさの追及

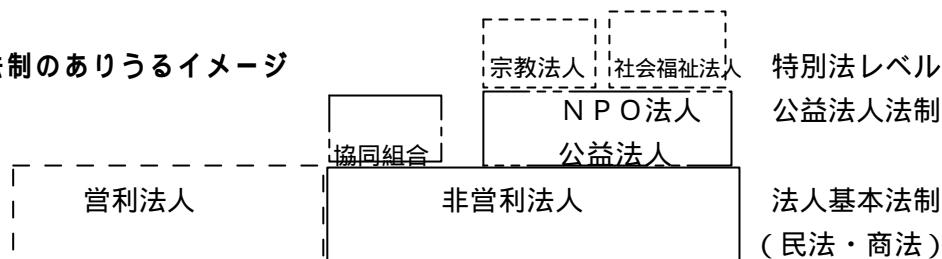
中間法人：自由で多様な市民活動を通じて社会の活性化

NPO法人：自発的な市民活動を通じた社会貢献（小・中規模公益活動）

公益法人：自発的な市民活動を通じた社会貢献（中・大規模公益活動）

2 公益法人法制のありうるイメージ

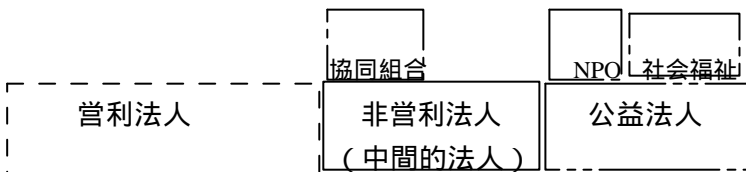
(Aタイプ)



(Bタイプ)



(Cタイプ)



- * 一般的な「公益法人」制度を設けるか、法制度としては非営利法人制度に解消するか
- * 法人基本法制（民法・商法のレベル）で何を規定するか
- * 税の優遇措置と法人制度を直結するか、切り離すか

3 公益法人類型を残す場合の検討課題

(1) 設立段階の問題

(a) 許可主義から認証主義ないし準則主義へ

* 「公益」性の認定基準およびその判断主体をどうするか

(b) 税の優遇措置との連結の仕方

(2) 運営段階の問題

(a) 公益活動の実施（公益目的・公益事業遂行義務）

(b) 公益法人の組織のあり方（ガバナンス）

* 理事の業務執行に対する社員・寄付者・市民の役割

* 社員の代表訴訟、寄付者・市民から監事に対する監査請求

(c) 情報開示・市民監視

(3) 終了・変更の問題

- (a) 存続期間の柔軟性 (「期間限定型的」, 「食いつぶし型」の許容)
- (b) 残余財産の扱い (法人財産の出損者への返還を認めるか ?)
- (c) 解散・合併・組織変更

(4) その他

- (a) 「公益法人」と { NPO 法人 } との統合・棲み分け
 - * 大規模公益法人と小規模公益法人の区別の必要
- (b) 社団と財団
 - * 財団法人においては、財産の非効率的な蓄積・滞留を防止する必要
- (c) 再び公益法人制度の理念・役割についての検討
 - * 公益法人の 2 面性 = = > 社会貢献 (公益) + 市民の自発的・自主的活動